

音楽研究科 修士課程

修士論文、修士副論文

審査基準

1. 修士論文（音楽芸術専攻）

- (1) 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
- (2) 先行研究についての十分な知見を有し、必要なデータや資料の収集が適切に行われていること。
- (3) 研究の目的を達成するための方法が、適切性・主体性・説得力を有していること。
- (4) 論旨が一貫しており、明確かつオリジナルな結論が提示されていること。
- (5) 論理に飛躍がなく着実に結論に結びつくよう展開されていること。
- (6) 文章が学術論文にふさわしい確かな表現力と体裁が整っていること。
- (7) 研究を発展させるに足る知見と、将来活躍する能力と学識が認められること。
- (8) 研究全般について、適切な倫理的配慮や各種倫理基準を遵守していること。

2. 修士副論文（音楽芸術専攻）

- (1) 研究目的が明確で、課題設定が適切になされていること。
- (2) 十分な知見を有し、必要なデータや資料の収集が適切に行われていること。
- (3) 研究の目的を達成するための方法が、適切性・主体性・説得力を有していること。
- (4) 論旨が一貫しており、明確かつオリジナルな結論が提示されていること。
- (5) 論理に飛躍がなく着実に結論に結びつくよう展開されていること。
- (6) 適切な文章表現と全体的なまとまりがあること。
- (7) 研究を発展させるに足る知見と、将来活躍する能力と学識が認められること。
- (8) 研究全般について、適切な倫理的配慮や各種倫理基準を遵守していること。

審査体制

- (1) 審査委員は、主査1名、副査2名以上とする。
- (2) 審査委員による最終試験（修士学位研究発表及び口述試験）を課す。
- (3) 審査の結果は、音楽研究科委員会において審議し、修士の学位を授与することの可否を議決する。